

熊本県公報

第 1 1 1 5 2 号

平成 16 年 8 月 4 日 (水)

(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○ "	(") 1
○ "	(") 2
○ "	(") 2
○熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部改正	(会 計 課) 3
○収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正	(") 3
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 3
○ "	(") 3
○ "	(") 4
○道路の区域変更	(道路総務課) 4
○ "	(") 4
公 告	
○県営土地改良事業の工事完了	(農村計画課) 5
○道路の位置指定	(建 築 課) 5
○ "	(") 5
○ "	(") 5
○第 33 回採石業務管理者試験の実施	(工業振興課) 6
○団体営土地改良事業の工事完了	(農村計画課) 6
○土地改良区役員の退任及び就任	(") 6
○インターネット接続用サーバ及び関連機器の借入	(情報企画課) 6
登 載 依 頼	
○平成 16 年度第 1 回鹿本地域保健医療推進協議会の開催	(地域医療推進課) 9
正 誤	
○平成 16 年 7 月 28 日付け熊本県公報第 11149 号目次中	(私学文書課) 9

告 示

熊本県告示第 817 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 16 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県宇土市網津町字川内 4152 から 4156 まで、4185、4192 から 4196 まで、4198 から 4200 まで
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに宇土市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 818 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 16 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡中央町大字坂本字石場 333 の 1、333 の 2、

- 334 の 1、334 の 2、335、字馬門 344 の 1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字石場 333 の 2・334 の 1・334 の 2・字馬門 344 の 1（以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに中央町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 819 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 16 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡益城町大字福原字焼野 3809
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字焼野 3809（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県上益城地域振興局並びに益城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 820 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 16 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡矢部町大字島木字宇度 2726・2727（以上 2 筆合併）、2728 の 1、2728 の 2、2729 から 2732 まで、2734 から 2736 まで、2738、2739 の 1、2745 の 1、2745 の 2、字登ノ平 2769 から 2772 まで、2776 の 1 から 2776 の 6 まで、2779、2787、字馬ノ谷 2790、2794 の 1、2795 から 2799 まで、2802、又 2802、2803、2804 の 1、2804 の 2、2818 の 1 から 2818 の 6 まで、2819、2824、2826、2827、字小飯 2828、2829 の 1、2829 の 4、2829 の 5、2851 の 1、2851 の 2、2851 の 4、2852 の 1、2852 の 2、2886、2887 の 1、2890、2891 の 2、2891 の 3、2891 の 5
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字宇度 2726・2727（以上 2 筆合併。次の図に示す部分に限る。）、2728 の 1・2728 の 2（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、2729、2735・2738・2739 の 1・2745 の 1・2745 の 2・字登ノ平 2771（以上 6 筆について次の図に示す部分に限る。）、2772、2776 の 1・2776 の 2・2779（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）、字馬ノ谷 2794 の 1、2795、2797・又 2802・2803・2804 の 1・2804 の 2・2818 の 5（以上 6 筆について次の図に示す部分に限る。）、2819
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県上益城地域振興局並びに矢部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 821 号

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成 16 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領
熊本県収納代理金融機関事務取扱要領（昭和 60 年熊本県告示第 271 号の 11）の一部を次のように改正する。
別表第 1 中

「	肥後銀行本店	十八銀行熊本支店	」を
		大分銀行熊本支店	
「	肥後銀行本店	十八銀行熊本支店	」に改める。
		親和銀行熊本支店	
		大分銀行熊本支店	

別表第 2 肥後銀行本店親和銀行熊本支店の項を削る。

附 則

この要領は、平成 16 年 8 月 9 日から施行する。

熊本県告示第 822 号

昭和 47 年 3 月 31 日熊本県告示第 243 号の 5（収納代理金融機関の名称及び位置）の一部を次のように改め、平成 16 年 8 月 9 日から施行する。

平成 16 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

収納代理金融機関の名称及び位置の表中「

親和銀行熊本中央支店	熊本市練兵町 78 番地
長崎銀行熊本支店	熊本市下通一丁目 8-

20

」を、	「	長崎銀行熊本支店	熊本市下通一丁目 8-20	」に改める。
-----	---	----------	---------------	--------

熊本県告示第 823 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 16 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県玉名郡三加和町大字上和仁字西川 877 の 8、字小塚 991 の 30、991 の 33、991 の 34、991 の 77、字矢部 1255 の 9
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県玉名地域振興局並びに三加和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 824 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 16 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県芦北郡津奈木町福浜字山ノ上 438、439、字村上 843 の 4、字洗川 844 の 4、字仮屋 903 から 906 まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。